

『日本観光学会誌』投稿規定・執筆要領

以下の「投稿規定」「執筆要領」は2017年発行の『日本観光学会誌』第58号から適用される。

● [投稿規定]

1. 投稿資格

原則として、日本観光学会会員に限る。

2. 掲載の内容およびその適否

- 1) 『日本観光学会誌』には、会員の未公開の著作および全国大会・支部研究報告会における会員の研究活動を掲載する。
- 2) 会員による著作は、原則として「論文」・「研究ノート」・「調査・資料」・「書評論文」・「実践記録」とする。
- 3) 投稿者は、「論文」・「研究ノート」・「調査・資料」・「書評論文」・「実践記録」の種別を必ず明示し、「執筆要領」の該当する規程に従って作成するものとする。ただし、種別の判断を編集委員会に委ねることができる。なお、内容によっては編集委員会が新たな種別を立てることがある。
- 4) 「論文」・「研究ノート」の掲載の適否はレフェリーの審査によるものとし、それ以外の著作の掲載は、原則として編集委員会が決定する。
- 5) 「論文」・「研究ノート」のレフェリーは、原則として日本観光学会正会員をもって充て、編集委員が委託するものとする。
- 6) 「論文」の審査はレフェリー3名、「研究ノート」の審査はレフェリー1名によって行うものとするが、審査に当たっては「論文」・「研究ノート」の著者・レフェリーはいずれも匿名とする。
- 7) レフェリーが、投稿者との間で「論文」・「研究ノート」に関する疑問点・変更・訂正・改善点等に関する意見交換を求めた場合には、編集委員会が仲介を行う。「論文」の掲載は、原則として少なくともレフェリーのうち2名が掲載「可」と判定した場合に限るものとする。
- 8) レフェリーは、投稿者との意見交換の後、投稿者により改善・訂正された「論文」・「研究ノート」を再度審査し、掲載の適否を所定書式に記入し、予め定められた期日までに編集委員会宛に提出しなければならない。
- 9) 「論文」・「研究ノート」の審査過程・内容および審査結果は非公開とする。（《お知らせ》の審査項目を参照のこと）
- 10) 編集委員会は、審査終了後、すみやかに審査結果（掲載の適否）を投稿者に知らせなければならない。
- 11) 編集委員会は、審査の結果、掲載「可」の判定が下された「論文」であっても、レフェリーから一層の改善点が指摘されている場合には著者にその旨を伝達し、再度推敲を求めることができるものとする。
- 12) 著作の投稿原稿は「執筆要領」に従って作成されていない場合は、受理しないことができるものとする。なお、当該号の原稿募集期日を過ぎて到着した投稿原稿の審査・掲載は、原則として次号回しとする。

3. 著作権

- 1) 『日本観光学会誌』に掲載されたすべての著作の著作権は日本観光学会に帰属するものとし、許可なく無断で転載、写真・コピー等による複写を禁止する。

- 2) 著作の投稿者であっても、転載等に当たっては日本観光学会の許可を受けなければならない。

4. 投稿料および掲載料（1件につき）

投稿料 5,000 円（年会費と同じ口座への振込に原稿送付時に本部事務局へ入金して下さい。）

掲載料 5,000 円（掲載決定後事務局へ入金して下さい。）

● 「執筆要領」

1. 論文等の原稿文字・用紙サイズ・枚数

- 1) 原稿は、原則として Word (Windows 版) にて作成する。それ以外の場合はソフトウェア名を明記すること。ただし、受理できない場合がある。
- 2) 原稿用紙サイズはA 4 サイズとし、10.5 ポイントの明朝体で、1 枚によこ 22 字×たて 42 行、たて 1 列の配置とする。
- 3) 「論文」はA 4 サイズ、上記の文字配列で、14～17 枚（図・表を含める）15,000 字以内、「研究ノート」・「調査・資料」・「実践記録」は、A 4 サイズで、上記の文字配列で、8～11 枚（図・表を含める）10,000 字以内、「書評論文」は、A 4 サイズで、上記の文字配列で、7 枚以内を厳守する。

2. 題名・執筆者名の記載方法

- 1) 原稿 1 枚目には、題名・執筆者名を記載し、「論文」は和文と英文の順で要約とキーワードを記載する。「研究ノート」・「調査・資料」・「実践記録」については和文の要約・キーワードを記載し、英文の要約・キーワードは任意とする。なお、執筆者の所属機関・職名は、最下段の欄外に和文・英文にて「筆者は」として記載する。
- 2) 題名は、和文タイトルを記載し、合わせて英文タイトルを和文タイトルの下に記載する。
- 3) 執筆者名（ネーム）には、ローマ字を併記する（名を先に、姓を後に大文字で記載する）。

例：観光 太郎

Taro KANKO

4) 執筆者所属機関・職名の記載例

例：著者は、××大学観光学部観光学科教授

（英文にても表記）。

- 5) 欧文による執筆の場合は、題名・執筆者名・要約・キーワードを英文・和文の順で記載する。

3. 本文・要約・キーワード・注・参考文献等の記載方法

- 1) 和文による本文の記述は、横書き・常用漢字・現代かなづかいを原則とする。欧文については、ネイティブ・スピーカーの閱讀済みのものとする（要約・キーワードも同様）。
- 2) 和文の要約は 400～500 字以内とし、キーワードは 3～5 程度を記載する。英文の要約は 150～200 語以内とし、キーワードは和文と対応する 3～5 程度を記載する。
- 3) 本文の中で人名を記す場合は、支障がない限り、姓のみを記す。

例 観光、Kanko

また、本文の中で著作者名と著作（著書・論文・研究ノート等）を同時に使用する場合には次の記載例に従うこと。

- 4) 注（引用文献を含む）は、本文中の該当箇所の右肩に 1) のよ

うに通し番号をつけ、次の記載例に従って本文末尾に一括し、番号順に記載する。

例 1) 観光 (1994)、25 ページ。

2) Kanko (1993), pp. 15-23 を参照。

- 5) 参考文献は注の後に一括して記載する。記載の順番は著者の姓によって和書は五十音順、洋書はアルファベット順とし、洋書を先に記載する。同一著者の場合には、発表年次が古い文献から下記の例にならって順次記載するものとする。

例 Kanko, T. (1992) "On the Tourism," *Journal of Touzainboku*, 26 (3), pp. 15-28.

観光太郎 (1991) 『観光学』東西出版社。

観光太郎 (1993) 「東西南北について」『東西南北大学紀要』第 35 巻第 2 号、10~20 ページ。

なお、ウェブサイトからの引用やダウンロードによる場合は、サイト名、URL および最終閲覧年月日も記載すること。

- 6) 図・表・写真等は原稿の中に配置し、それぞれ通し番号とタイトルを付し、下側に出所を明示する。枚数は必要最小限にとどめる。地図の場合は、縮尺の凡例を明示する。また、図・表・写真等の著作権処理は投稿者の責任において行っておくこと。
- 7) 図・表等の縮小・拡大の変更は、編集委員会の裁量とする。

4. 校正

著作の校正は、原則として編集委員会の定めるスケジュールに従い執筆者の責任において行うものとするが、必要に応じて編集委員会が行うことかできるものとする。

5. 抜刷

執筆者には、掲載誌 5 部、抜刷 30 部をそれぞれ進呈する。それを超える場合には執筆者の費用負担とし、初校提出時に印刷所に申し出ること。

6. 原稿の送り先 (電子メールのみ受理)

電子メールアドレス nihon@kankoga.or.jp

(日本観光学会本部事務局編集委員会)